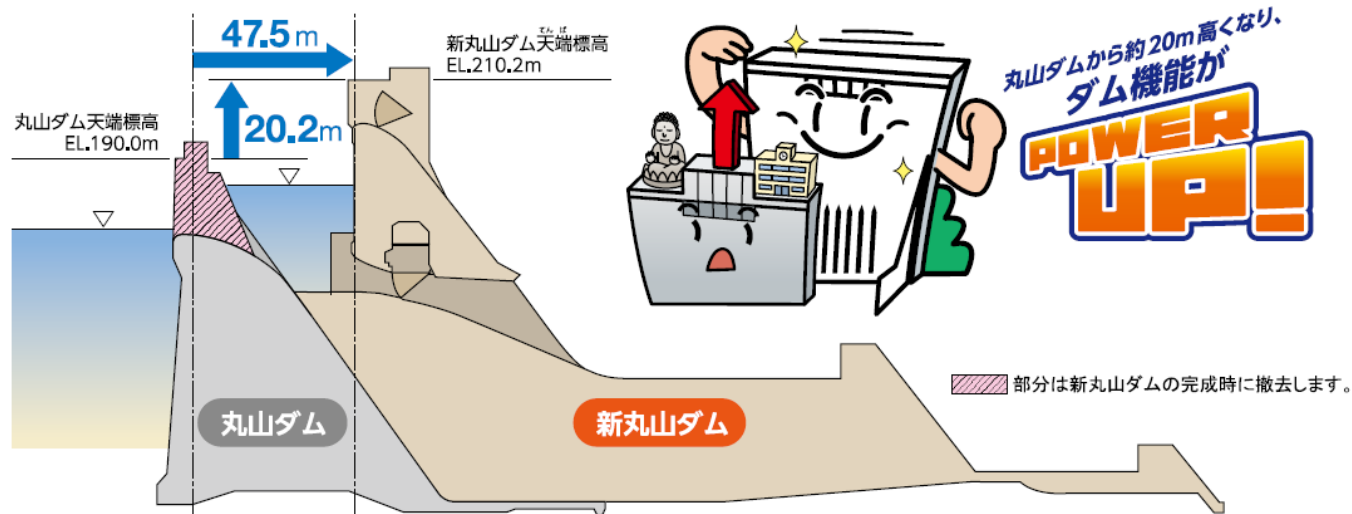
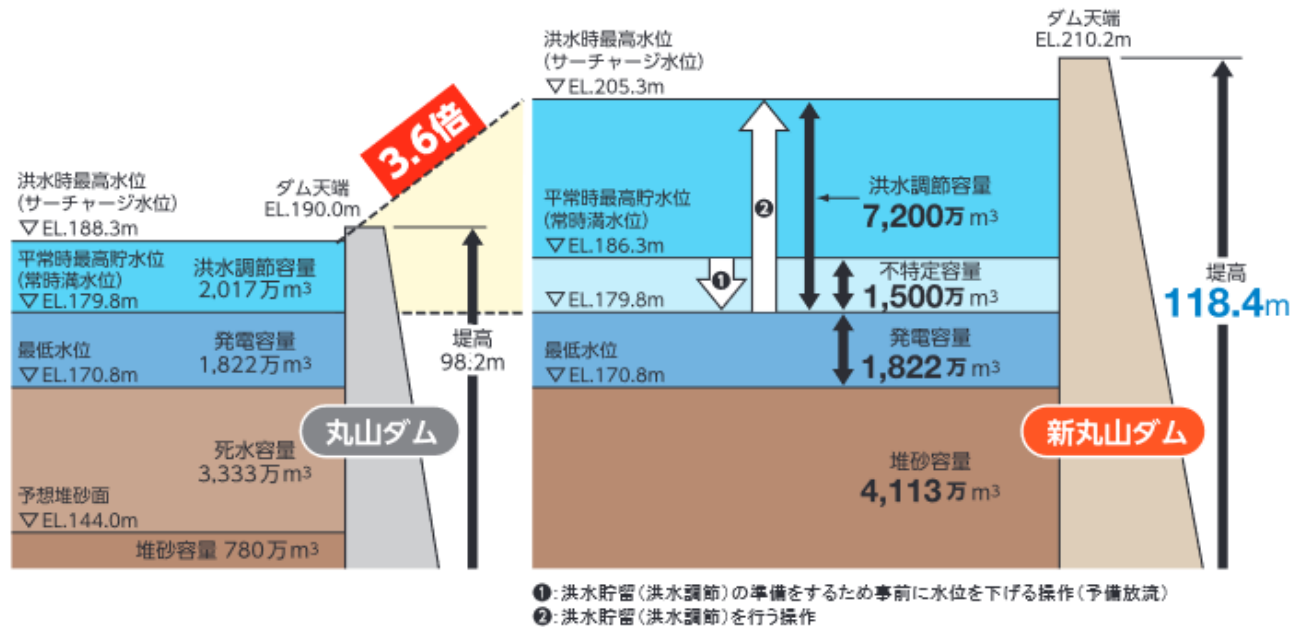


新丸山ダム建設事業 事業概要

新丸山ダム建設事業は、木曾川の河口から約90kmに位置する丸山ダムを20.2m嵩上げして機能アップを図るダム再生事業です。丸山ダムの下流側47.5mの位置に、新丸山ダムが丸山ダムに一部重なる形で嵩上げを行います。新丸山ダムの堤体が完成した段階で、ダムからの放流をスムーズに流すために丸山ダムの上部を一部撤去します。



洪水時に新丸山ダムは、丸山ダムと比べて3.6倍の水を貯めることができます。7,200万 m^3 の洪水調節容量のうち1,500万 m^3 は、渇水時の河川環境の保全や用水の安定化等のために設けた不特定容量を予備放流により、洪水調節容量として有効活用します。



通行規制情報

令和6年度 新丸山ダム本体建設第2期工事

新丸山ダム建設工事に関する工事車両通行や資機材等の運搬作業に伴い、当面の間通行規制を行います。

- ・規制区間: 下図の黄線範囲、青線(破線)範囲
- ・規制内容: 以下の図のとおり



情報共有

・無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行について

丸山ダムの堤体や貯水池、その周辺では工事や作業が多く、ダム見学も開催しております。

事故の発生防止や、他の無人航空機の飛行との飛行ルート調整、コントローラ等の回線の混線を避けることを目的とし下記について遵守願います。

○丸山ダム堤体や堤体付近貯水池の周辺で無人航空機の飛行をされる方は、予め丸山ダム管理支所へご連絡ください。

丸山ダム管理支所 TEL:0574-43-1108
(平日8:30~17:00 (土日祝日を除く))

○丸山ダム堤体や堤体付近貯水池の周辺で無人航空機の飛行をされる方は、以下の対応をお願いします。

- ・航空法等の関係諸規定を遵守する
- ・発電設備や工事現場の上空飛行や撮影をしない
- ・一般の方の立入禁止区域に立入をしない
- ・地元の方や他の来訪者の方とのトラブルが生じないよう気をつける
- ・無人航空機の落下等により他者(ダム関係施設を含む)への損害が生じた場合、損害賠償を請求をされることがある
- ・丸山ダム管理支所は無人航空機の飛行に関する一切の責を負わず、事故機回収等の便宜供与も行わない

通行規制情報(町道十日神楽線)

令和7年度 新丸山ダム十日神楽地区道路整備工事

道路整備工事を実施するため、通行規制を行います。

- ・規制箇所: 下図の緑○付近
- ・規制時間: 終日通行止め
- ・規制期間: 令和7年2月3日～令和8年9月30日(予定)(土日祝含む)



通行規制情報(町道大西瑞浪線)

- ・県道大西瑞浪線(南側: 旧衛生センター跡付近)は、工事のため、一般車両及び歩行者の通行が出来ません。
- ・五月橋は道路管理者である岐阜県にて通行が規制されているため、通行が出来ません。

